

# 神奈川県の下水道事業

(資料編)

## 下水道事業の財源

### 財源のしくみ

現在わが国における下水道事業の財源は、新增設（設置）または改築に係る建設費については、国費、地方費、市町村費（都市計画税を含む。）、都道府県費、受益者負担金等により、また、維持管理費については、下水道使用料及び市町村費等により賄われています。

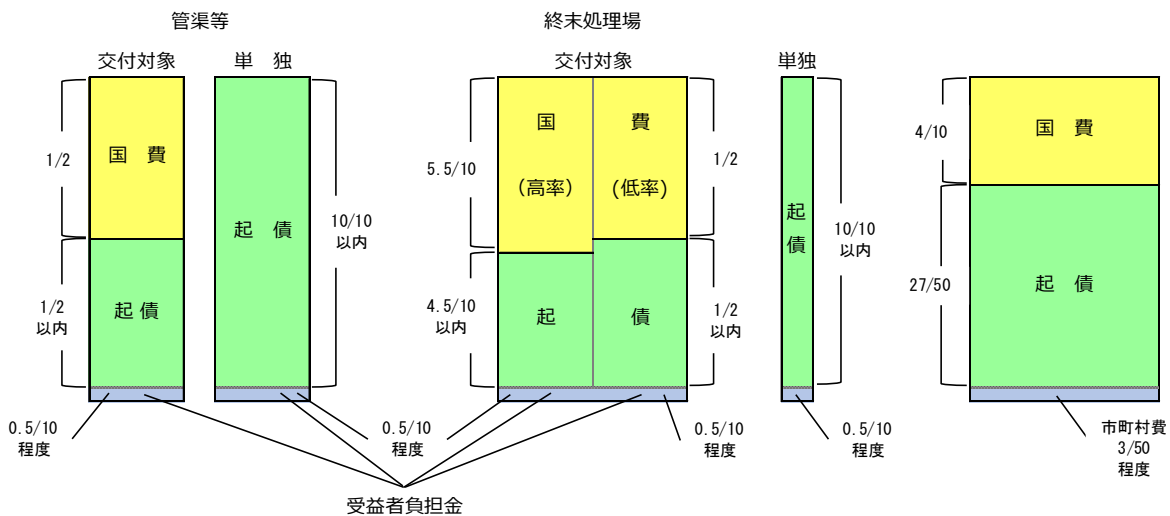
種類	建設費	維持管理費
公共下水道及び 特定環境保全 公共下水道	<b>国費（国庫補助金）</b> <b>地方費</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方債（公営企業債）</li> <li>受益者負担金</li> <li>一般市町村費</li> </ul>	<b>下水道使用料</b> <b>一般市町村費</b>
流域下水道	<b>国費（国庫補助金）</b> <b>地方費</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方債（公営企業債）</li> <li>関連市町負担金 （地方債、一般市町村費等）</li> <li>一般都道府県費</li> </ul>	<b>一般都道府県費</b> <b>関連市町負担金</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料</li> <li>一般市町費</li> </ul>
都市下水路	<b>国費（国庫補助金）</b> <b>地方費</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般市町村費</li> <li>地方債（一般公共事業債）</li> </ul>	<b>一般市町村費</b>

### 建設財源

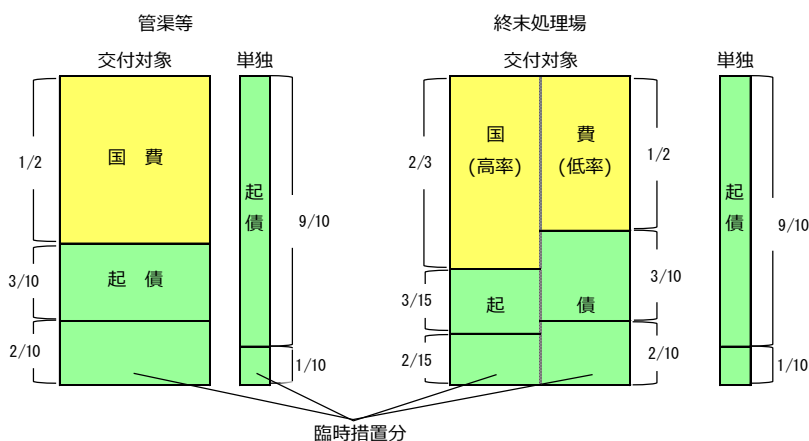
建設費の財源内訳

（公共下水道及び特定環境保全公共下水道）

（都市下水路）



（流域下水道）



※終末処理場において、流入下水が揚水ポンプ（沈砂池を含む）施設に至るまでが低率補助であり、分水槽（調整槽）以降の最初沈殿地や反応タンク、さらに放流渠（揚水ポンプ施設を含む）までは高率補助である。

※一般市町村費・一般都道府県費は少額のため表中の数字には反映されない。

## 国費率

国費率については、事業開始以来数々の変遷を経ていますが、現在は次のとおりです。

流域下水道		公共下水道		都市下水路
管渠等	処理場	管渠等	処理場	4/10
1/2	2/3, 1/2	1/2	5.5/10, 1/2	

## 地方債充当率

建設財源の地方債については、流域下水道及び公共下水道が公営企業債、都市下水路が一般公共事業債として、おおむね次の充当率に基づいて事業費に充当できます。

単位：％

流域下水道		公共下水道		都市下水路	
交付対象事業	単独事業	交付対象事業	単独事業	市町村	都道府県
60	90	100	100	90	—

※流域下水道の交付対象事業については40%の臨時措置分を加えて単独事業については10%の臨時措置分を加えて100%となります。

※公共下水道の充当率は100%ですが、受益者負担金を事業費の5%程度徴収し事業費へ充当することになっています。

## 下水道事業の会計制度

下水道事業は、地方財政法上公営企業と位置づけられ、その経理は一般会計とは区別しなければならないとされています。

## 受益者負担金

下水道については、（Ⅰ）それが整備されることにより利益を受ける者の範囲が明確であること。（Ⅱ）その整備によって特定の地域について環境が整備され、未整備区域に比べて利便性・快適性が著しく向上し、結果として、当該地域の地価を上昇させ資産価値を増加させること。

（Ⅲ）早期に受益する者に相応の負担を求めることは負担の公平という観点から適当であること等の理由から受益者負担金制度が採用され、下水道事業の重要な財源となっています。

受益者負担金は、都市計画事業として行われる公共下水道にあつては都市計画法第75条に基づき、また都市計画事業によらない特定環境保全公共下水道などは地方自治法第224条に基づく分担金として徴収することになります。

### 県内の受益者負担金制度等の実施状況

1 条例制定・負担区設定自治体数	受益者負担金 条例制定都市数：25 うち負担区設定（有：16 無：10） 分担金 条例制定都市数：15 うち負担区設定（有：8 無：7）
2 単位負担金額	受益者負担金：293円/m <sup>2</sup> 分担金：540円/m <sup>2</sup> （令和5年度平均）
3 徴収時期	ほとんどが供用開始年
4 分割徴収年度	3年が多い
5 徴収猶予	農地等や災害等を受けたときに徴収を猶予している場合が多い
6 減免措置	公共用地、生活保護世帯等については減免措置を講じている

（令和5年度実績）

	条例、省令 制定都市数	徴収 都市数	徴収実績A (百万円)	公共下水道事業費B (百万円)	A/B (%)
受益者負担金	25	23	246	116,383	0.3%
分担金	15	12	65		

## 都市計画税

都市計画税は都市計画事業に要する経費に充てるため、市町村が目的税として賦課する税であり、各市町村が条例によって賦課、徴収をします。

課税客体は、原則として市街化区域に存する土地及び建物であり、課税標準は、その価額です。税率は、制限税率0.3%の範囲内で市町村が定めます。

# 公共下水道の計画概要

都市名	処理区	種別	排除方式	全体計画					都市計画決定					都市計画事業認可					下水道事業計画					備考				
				計画年度	計画処理人口千人	計画処理面積ha	計画処理能力日最大千m3	降雨確率年	降雨強度式	ポンプ施設数上:下水下:雨水	決定年月当初上段直近下段	排水区域面積ha	処理場面積ha	ポンプ施設数上:下水下:雨水	認可年月当初上段直近下段	処理場面積ha	事業期間	橋梁年月当初上段直近下段	計画処理面積ha	計画処理人口千人	計画汚水量日平均千m3	計画処理能力日最大千m3	ポンプ施設数上:下水下:雨水		放流水質(BOD)mg/l	全窒素(TN)mg/l	全りん(TP)mg/l	事業期間
横浜市	北部	単	合	R.6	3,124	410.1	212.0	329.7	10	1.452	4	S.27.4	3,124	43.4	S.32.3	S.25.10	2,871	410.1	212.0	329.7	4	15	20	2	S.25.10			
				分						5	H.3.2		5	H.31.3								5						
				分	5,181	546.2	249.1	280.4	※		2	S.42.12	5,181	10.3	S.42.12	S.34.3	4,778	546.2	249.1	280.7	3	15	20	2	S.34.3			
				分							4	H.29.3		4	H.31.3								4					
神奈川県	中部	単	合	1,287	119.8	69.6	90.9				1	S.27.4	1,287	6.8	S.32.3	S.29.2	942	119.8	69.6	90.9	1	15	20	2	S.29.2			
				分									1	H.14.2								1						
				分	2,458	335.6	148.6	194.2			1	S.27.4	2,458	9.8	S.32.3	S.29.2	2,119	335.6	148.6	194.2	1	15	20	2	S.29.2			
				分							3	H.31.2		3	H.31.3								3					
港北	単	合	分	6,270	555.7	215.6	279.1				2	S.40.9	6,270	12.5	S.40.9	S.34.3	6,270	555.7	215.6	279.1	2	15	20	2	S.34.3			
				分									2	H.8.8								2						
				分	5,096	381.6	174.4	221.9			1	S.41.9	5,096	25.4	S.41.9	S.34.3	4,946	381.6	174.4	221.9	1	15	20	2	S.34.3			
				分							1	H.8.8		1	H.31.3								1					
金沢	単	合	分	6,236	520.1	176.6	223.8				1	S.41.9	6,236	12.3	S.41.9	S.34.3	6,236	520.1	176.6	223.8	1	15	20	2	S.34.3			
				分									1	H.8.8								1						
				分	8,096	597.1	198.2	242.1				S.40.9	8,096	8.7	S.42.12	S.34.3	8,078	597.1	198.2	242.1		15	20	2	S.34.3			
				分								H.14.2			H.31.3													
西	単	合	分	4,087	274.5	82.9	106.4				2	S.44.3	4,087	10.5	S.55.3	S.44.4	4,029	274.5	90.4	115.8		15	20	2	S.44.4			
				分																								
				分	41,835	3,740.7	1,527.0	1,968.5			11	H.3.2			H.31.3													
				分																								
川崎市	入江崎	単	合	R.7	2,009	322.7	239.3	318.6	10	1.452	9	S.32.3	2,008	19.6	S.32.3	S.7.8	2,009	322.7	239.3	318.6	9	15	20	2	S.7.8			
				分																								
				分	1,871	318.9	141.8	168.9	(5)		1	S.35.9	1,849	5.5	S.35.9	S.40.2	1,871	318.9	141.8	168.9	1	15	20	2	S.40.2			
				分							6	R.3.5		6	R.5.3							6						
等々力	単	合	分	5,490	681.5	256.0	313.9	10			2	S.35.3	5,461	10.1	S.50.1	S.47.3	5,490	681.5	256.0	313.9		15	20	2	S.47.3			
				分																								
				分	1,920	143.2	51.1	62.8	(5)		2	S.57.12	1,328	6.8	S.58.1	S.58.1	1,920	143.2	51.1	62.8	2	15	20	2	S.58.1			
				分																								
麻生	単	合	分	11,290	1,466.3	688.2	864.2	(5)			12	S.35	10,646	41.8	S.53	S.6.3	11,290	1,466.3	688.2	864.2	12	15	20	2	S.6.3			
				分																								
				分	8,431	626.7	227.5	277.5	5	4,500	6	S.42.8	6,299		S.42.8	S.42.6	6,935	611.8	227.5	277.5	6	15	20	2	S.42.6			
				分																								
相模原市	左(旧相模原市)	相	分	517	22.2	6.9	-				0	S.51.10	270		S.52.2	S.52.1	348	20.1	6.9	-	0	-	-	-	S.52.1			
				分																								
				分	629	20.3	6.3	-				H.1.11	282		H.2.3	H.2.3	520	17.9	6.3	-		-	-	-	H.2.3			
				分																								
左(旧津久井町)	相	分	分	373	4.4	2.3	-																					
				分																								
				分	220	3.4	1.0	-				H.1.11	215		H.2.3	H.2.3	220	3.4	1.0	-		-	-	-	H.2.3			
				分																								
左(旧麻野町)	相	分	分	10,170	677.0	244.0	-				6	7,364	-			8,368	657.0	244.0	-	6	-	-	-					
				分																								
				分																								
				分																								
合計																									39,024			
合計																									13,918			

凡例 種類：(単)：単独公共下水道 相：相模川流域関連公共下水道 酒：酒川流域関連公共下水道 特：特定環境保全公共下水道  
 排除方式：(分)：分流式 合：合流式 2段書：一部合流式



都市名	処理区	種別	排除方式	全体計画				都市計画決定				都市計画事業認可				下水道事業計画				備考										
				計画処理面積 ha	計画処理人口 千人	計画汚水量 日平均 千m3	処理能力 日最大 千m3	計画処理面積 ha	計画処理人口 千人	計画汚水量 日平均 千m3	処理能力 日最大 千m3	計画処理面積 ha	計画処理人口 千人	計画汚水量 日平均 千m3	処理能力 日最大 千m3	計画処理面積 ha	計画処理人口 千人	計画汚水量 日平均 千m3	処理能力 日最大 千m3		計画処理面積 ha	計画処理人口 千人	計画汚水量 日平均 千m3	処理能力 日最大 千m3	全要素 (TN) mg/l	全要素 (TP) mg/l	事業期間	建設費 億円		
三浦市	東部	単分	R.32	240	7.6	3.2	4.6	7	5,700	1	H.3.11	194	2.1	H.3.12	2.1	H.3.12	1	H.3.12	238	134	5.4	7.4	1	15	-	-	H.3.12	276	~R.7.3	
三浦市	西部	単分	"	535	-	-	-	"	"	5	R.6.1	-	R.6.1	-	R.6.1	-	R.6.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計				775	7.6	3.2	4.6	6	189	2.1	189	2.1	189	2.1	189	2.1	189	2.1	235	134	5.4	8.5	1	-	-	-	-	-	-	276
秦野市	中央	単分	R.12	2,037	103.2	41.2	56.7	5	4,750	-	S.49.2	1,918	7.6	S.49.10	7.6	S.49.10	S.49.3	S.49.10	2,026	106.0	41.9	56.7	-	10	-	-	S.49.3	-	S.49.3	1,244
大根	・	単分	"	482	33.9	11.0	-	"	"	1	S.49.2	470	-	S.49.10	S.49.3	S.49.3	S.49.3	S.49.3	482	35.9	11.7	-	1	-	-	-	S.49.3	-	S.49.3	1,244
鶴巻	・	単分	"	59	5.1	1.6	-	"	"	1	H.28.3	50	-	H.10.3	H.10.2	H.10.3	H.10.3	H.10.3	59	5.1	1.6	-	1	-	-	-	H.10.2	-	H.10.2	35
左岸	・	単分	"	59	5.1	1.6	-	"	"	1	S.49.2	50	-	S.49.2	S.49.3	S.49.3	S.49.3	S.49.3	59	5.1	1.6	-	1	-	-	-	H.10.2	-	H.10.2	35
合計				2,578	142.2	53.8	56.7	1	2,438	7.6	2,438	7.6	2,438	7.6	2,438	7.6	2,438	7.6	2,567	147.0	55.2	56.7	1	-	-	-	-	-	-	35
厚木市	右岸	相合	R.12	5,527	213.0	109.0	-	5	4,700	1	S.44.5	3,221	-	S.44.5	-	S.44.5	-	S.44.5	3,626	201.8	104.5	-	1	-	-	-	S.45.5	-	S.45.5	1,279
大和市	北部	単分	R.12	710	63.8	25.0	44.0	5	5,030	-	S.58.7	610	3.5	S.59.3	3.5	S.59.3	S.58.9	S.59.3	614	63.8	21.1	44.0	-	15	-	-	S.58.9	-	S.58.9	1,371
中部	・	単分	"	1,830	166.2	65.4	68.0	"	"	-	S.30.1	1,429	9.7	S.32.12	5.3	S.32.12	S.29.11	S.32.12	1,411	164.7	54.9	59.0	-	15	-	-	S.29.11	-	S.29.11	1,371
合計				2,540	230.0	90.4	112.0	-	2,039	13.2	2,039	13.2	2,039	13.2	2,039	13.2	2,039	13.2	2,025	228.5	76.0	103.0	-	-	-	-	-	-	-	1,660
伊勢原市	中央	単分	R.12	818	53.7	34.5	43.8	5	4,700	1	S.52.9	760	6.5	S.53.10	6.5	S.53.10	S.53.6	S.53.10	791	53.6	35.0	44.4	1	15	-	-	S.53.6	-	S.53.6	616
西部	・	単分	"	554	29.0	15.5	-	"	"	2	S.46.8	448	-	S.47.1	-	S.47.1	S.46.12	S.47.1	552	29.8	15.8	-	2	-	-	-	S.46.12	-	S.46.12	157
右岸	・	単分	"	554	29.0	15.5	-	"	"	2	S.46.8	448	-	S.47.1	-	S.47.1	S.46.12	S.47.1	552	29.8	15.8	-	2	-	-	-	S.46.12	-	S.46.12	157
合計				1,372	82.7	50.0	43.8	3	1,208	6.5	1,208	6.5	1,208	6.5	1,208	6.5	1,208	6.5	1,343	83.4	50.8	44.4	3	-	-	-	-	-	-	773
海老名市	左岸	相分	R.12	1,719	140.0	58.4	-	5	4,500	-	S.48.3	1,479	-	S.48.3	-	S.48.3	-	S.48.3	1,713	140.0	58.4	-	-	-	-	-	S.48.3	-	S.48.3	652
座間市	左岸	相分	R.12	1,373	120.8	42.3	-	5	4,500	-	S.48.3	1,253	-	S.48.3	-	S.48.3	-	S.48.3	1,316	120.8	42.3	-	-	-	-	-	S.48.3	-	S.48.3	672
南足柄市	右岸	単分	R.12	797	31.9	27.6	-	10	5,200	-	S.51.10	717	-	S.52.12	-	S.52.12	S.52.11	S.52.12	781	31.8	27.3	-	1	-	-	-	S.52.11	-	S.52.11	264
綾瀬市	東部	単分	R.12	1,102	61.3	34.1	38.4	5	4,500	-	S.52.5	750	6.0	S.52.12	6.0	S.52.12	S.52.12	S.52.12	814	60.7	30.1	34.3	1	15	-	-	S.52.12	-	S.52.12	522
左岸	・	相分	R.12	641	18.8	9.2	-	5	4,500	-	S.49.12	272	-	S.50.3	-	S.50.3	S.50.2	S.50.3	338	17.0	10.7	-	-	-	-	-	S.50.2	-	S.50.2	114
合計				1,743	80.1	43.3	38.4	1,022	6.0	1,022	6.0	1,022	6.0	1,022	6.0	1,022	6.0	1,155	79.3	41.3	34.3	1	-	-	-	-	-	-	-	627
葉山町	葉山	単分	R.7	513	29.1	11.7	12.0	-	1	H.4.2	513	3.0	H.4.2	3.0	H.4.2	H.4.2	H.4.2	513	29.1	11.7	12.0	1	9.5	-	-	-	H.4.2	-	H.4.2	409
寒川町	左岸	相分	R.12	923	48.3	27.9	-	5	4,500	-	S.49.4	723	-	S.50.1	-	S.50.1	S.49.11	S.50.1	835	43.7	25.9	-	-	-	-	-	S.49.11	-	S.49.11	352
大磯町	右岸	相分	R.12	639	27.1	11.0	-	5	5,225	-	H.1.11	548	-	H.2.3	-	H.2.3	H.2.3	H.2.3	639	27.1	11.0	-	-	-	-	-	H.2.3	-	H.2.3	634

凡例 種類：(単)単独公共下水道 相：相模川流域関連公共下水道 酒：酒匂川流域関連公共下水道 特：特定環境保全公共下水道  
 排除方式：(分)分流式 合：合流式 2段書：一部合流

都市名	処理区	種別	排除方式	全体計画					都市計画決定					都市計画事業認可					下水道事業計画					備考			
				計画処理面積 ha	計画処理人口千人	計画汚水量日平均 km <sup>3</sup>	計画処理能力日最大 km <sup>3</sup>	計画処理率%	計画降雨強度式	ポンプ施設数上:汚水 下:雨水	許可年月当初上段 直近下段	排水区面積 ha	処理面積 ha	ポンプ施設数上:汚水 下:雨水	許可年月当初上段 直近下段	処理面積 ha	事業期間	協同年月当初上段 直近下段	計画処理面積 ha	計画処理人口千人	計画汚水量日平均 km <sup>3</sup>	計画処理能力日最大 km <sup>3</sup>	ポンプ施設数上:汚水 下:雨水		計画全要素(TN) mg/l	計画全要素(TP) mg/l	事業期間
二宮町	左岸	酒	分	R.12	449	22.7	7.4	-	5	4,750	-	H.1.10	434	-	H.2.2	H.2.1	H.2.3	H.2.1	449	24.6	8.1	-	-	-	H.2.3	210	
										t+33	H.25.3			R.6.3	R.6.3	~R.13.3	R.6.3							~R.13.3			
中井町	左岸	酒	分	R.12	306	6.7	5.5	-	5	4,750	-	H.1.10	233	-	H.2.2	H.2.1	H.2.2	H.2.1	306	6.5	5.4	-	-	-	H.2.1	153	
										t+33	R.5.4			H.31.3	R.6.3	~R.13.3	R.6.3							~R.13.3			
大井町	左岸	酒	分	R.12	455	15.5	6.0	-	5	4,100	-	S.49.4	348	-	S.50.9	S.50.9	S.50.9	S.50.9	447	15.2	5.9	-	-	-	S.50.9	115	
										t+30	H.28.11			H.27.4	R.6.1	~R.2.3	R.6.1							~R.13.3			
松田町	左岸	酒	分	R.12	223	9.5	3.5	-	10	5,100	-	S.49.4	198	-	S.56.1	S.55.11	S.56.11	S.55.11	220	9.1	3.4	-	-	-	S.55.11	87	
										t+30	R.6.3			R.6.3	R.6.3	~R.13.3	R.6.3							~R.13.3			
山北町	右岸	酒	分	R.12	375	8.3	8.3	-	10	5,520	-	S.57.11	304	-	S.58.2	S.58.2	S.58.2	S.58.2	367	6.4	7.4	-	-	-	S.58.2	89	
										t+32	H.19.3			R.6.3	R.6.3	~R.13.3	R.6.3							~R.13.3			
間成町	右岸	酒	分	R.12	375	19.1	25.3	-	10	5,100	-	S.54.11	284	-	S.56.12	S.56.11	S.56.11	S.56.11	322	16.8	24.0	-	-	-	S.56.11	112	
										t+30	H.19.3			R.6.3	R.6.3	~R.6.3	R.6.3							~R.13.3			
箱根町	右岸	酒	分	R.12	259	3.0	3.3	-	10	7,171	-	H.20.2	254	-	H.20.3	H.20.2	H.20.2	H.20.2	49	0.9	0.6	-	-	-	H.20.3	10	
										t+48	H.20.2			R.6.3	R.6.3	~R.13.3	R.6.3							~R.13.3			
張羅	単分	酒	分	R.12	537	2.9	4.1	8.9	"	5,920	3	S.48.2	451	2.7	S.48.3	S.48.3	S.48.3	S.48.3	310	2.6	3.6	8.9	3	15	-	111	
										t+40	H.19.2			R.3.3	R.3.3	~R.8.3	R.3.3							~R.8.3			
仙石原	単分	酒	分	"	893	3.8	6.0	13.0	"	"	8	S.53.6	847	9.1	S.59.2	S.51.2	S.51.2	S.51.2	693	3.5	6.0	13.0	8	15	-	315	
										"	H.19.3			R.3.3	R.3.3	~R.8.3	R.3.3							~R.8.3			
合計					1,689	9.7	13.4	21.9			5	1,552	11.8		11.8				1,052	7.0	10.2	21.9	11			436	
真鶴町	真鶴	単分	分	R.12	125	4.6	1.8	-	5	5,720	-	H.4.9	108	-	H.5.1	H.4.9	H.4.9	H.4.9	61	2.2	0.9	-	1	-	H.4.9	63	
										t+44	H.12.9			R.6.3	R.6.3	H.12.12~	H.30.3							~R.12.3			
湯河原町	湯河原	単分	分	R.12	552	20.8	11.9	21.9	5	5,720	-	S.48.10	399	2.4	S.49.12	S.49.12	S.49.12	S.49.12	508	21.7	12.3	21.9	-	15	-	湯河原町へ流出 真鶴町・熱海市 より流入分除く	
										t+44	H.12.9			R.6.3	R.6.3	~R.12.3	R.6.3							~R.12.3			
奥湯河原	特分	"	"	"	15	0.2	0.1	-	"	"	0				H.7.6	H.7.6	H.7.6	H.7.6	15	0.2	0.1	-	-	15	-		
										"					R.6.3	R.6.3	R.6.3	R.6.3						~R.12.3			
合計					567	21.0	12.0	21.9			-	399	2.4		2.4				523	21.9	12.4	21.9	-	-		351	
愛川町	右岸	相	分	R.12	1,238	30.3	23.5	-	5	4,950	-	S.50.1	855	-	S.50.11	S.50.9	S.50.11	S.50.9	868	30.3	23.5	-	1	-	S.50.9	265	
										t+30	R.6.3			R.6.3	R.6.3	~R.13.3	R.6.3							~R.13.3			
清川村	清川	特分	分	H.23	91	3.4	1.3	1.6			1				H.2.11	H.2.11	H.2.11	H.2.11	91	3.4	1.3	1.6	1	15	-	178	
										-					H.30.11	H.30.11	H.30.11	H.30.11							~H.23.3		

凡例 種類：(単：単独公共下水道 相：相模川流域関連公共下水道 酒：酒川流域関連公共下水道 特：特定環境保全公共下水道)  
 排除方式：(分：分流式 合：合流式 2 段書：一部合流)

## 終末処理場の流入下水量等

### 終末処理場の流入下水量

県内の処理場は、令和5年度現在、38箇所（単独公共下水道34箇所・流域下水道4箇所）で運転されています。

#### 終末処理場の流入下水量

(令和5年度実績)

都 市 名	処 理 場 名	運転開始年月日	排除方式	処理方式	処理区域内人口 (千人)	流入下水量 (千m <sup>3</sup> /日)		処理能力 (千m <sup>3</sup> /日) (日最大)
						(日平均)	(日最大)	
横 浜 市	北部第一水再生センター	S43.7.5	合(分)	標準活性汚泥法 (一部:A2O法及び循環法)	311.3	78.0	116.0	146.1 (90.1)
	北部第二水再生センター	S59.8.30	合	標準活性汚泥法 (一部:A2O法)	125.1	152.0	177.0	201.7 (136.9)
	神奈川水再生センター	S53.3.20	合(分)	標準活性汚泥法 (一部:A2O法及び循環法)	577.1	195.0	255.0	380.5 (280.7)
	中部水再生センター	S37.4.1	合(分)	標準活性汚泥法	114.5	50.0	80.0	96.3
	南部水再生センター	S40.7.7	合	"	365.2	125.0	163.0	182.4
	金沢水再生センター	S54.10.1	分(合)	" (一部:A2O法)	378.8	114.0	155.0	243.0 (184.1)
	港北水再生センター	S47.12.15	合(分)	標準活性汚泥法 (一部:A2O・AOAO法及び循環法)	531.5	177.0	234.0	287.0 (227.7)
	都筑水再生センター	S52.5.1	分	標準活性汚泥法 (一部:A2O・AOAO法及び循環法)	611.2	164.0	194.0	243.9 (203.2)
	西部水再生センター	S58.3.31	分	標準活性汚泥法	277.8	57.0	80.0	95.4
	栄第一水再生センター	S59.12.24	分	"	118.8	35.0	43.0	72.8
	栄第二水再生センター	S47.10.1	分(合)	標準活性汚泥法 (一部:AO法)	355.0	129.0	165.0	192.4 (170.9)
	小 計				3,766.3	1,276.0	1,662.0	2,141.4 (1,293.6)
川 崎 市	入江崎水処理センター	S36.9.25	合	標準活性汚泥法 担体利用A2O法	361.0	153.2	217.2	240.0 129.0
	加瀬水処理センター	S48.11.28	合(分)	(疑似)嫌気好気活性汚泥法	355.6	101.1	129.6	244.8
	等々力水処理センター	S57.11.19	分	嫌気好気酸素活性汚泥法 (一部:好気性ろ床)	684.7	185.9	229.9	352.4 (132.0)
	麻生水処理センター	H1.3.29	分	(疑似)嫌気好気活性汚泥法 (一部:担体利用A2O法)	126.6	41.1	41.8	68.7 (17.2)
	小 計				1,527.9	481.3	618.5	1,034.9 (149.2)
政 令 指 定 都 市 計 ( 単 独 公 共 )					5,294.2	1,757.3	2,280.5	3,176.3 (1,442.8)
横 須 賀 市	下町浄化センター	S44.4.1	分(合)	標準活性汚泥法一部高度処理	273.5	102.0	136.8	157.5
	追浜浄化センター	S59.5.1	分(合)	標準活性汚泥法	30.6	11.2	15.0	20.4
	西浄化センター	H10.3.1	分	"	70.6	20.0	21.8	42.0
	小 計				374.7	133.3	173.6	219.9
鎌 倉 市	七里方浜浄化センター	S47.3.15	分	標準活性汚泥法	71.0	26.9	40.7	48.6
	山崎浄化センター	H5.6.1	分	"	100.3	26.7	32.0	46.7
	小 計				171.3	53.6	72.7	95.3
藤 沢 市	辻堂浄化センター	S39.8.5	合(分)	標準活性汚泥法	223.8	77.9	98.5	142.3
	大清水浄化センター	S60.7.3	分	"	191.8	55.8	64.2	90.3
	小 計				415.6	133.7	162.7	232.6
逗 子 市	逗子市浄水管理センター	S47.4.1	分(合)	標準活性汚泥法	58.3	20.8	26.8	38.3
三 浦 市	三浦市東部浄化センター	H10.8.15	分	"	14.4	4.3	6.5	8.5
秦 野 市	秦野市浄水管理センター	S56.2.4	分	"	103.6	30.1	34.2	47.3
大 和 市	北部浄化センター	S63.12.10	分	"	71.6	33.9	36.9	44.0
	中部浄化センター	S44.4.1	分(合)	"	162.5	35.3	38.9	59.0
	小 計				234.1	69.2	75.8	103.0
伊 勢 原 市	伊勢原終末処理場	S62.3.1	分	標準活性汚泥法	54.2	27.7	37.9	44.5
綾 瀬 市	綾瀬終末処理場	S62.8.1	分	"	61.4	19.2	33.4	30.3
葉 山 町	葉山浄化センター	H11.3.29	分	高負荷型活性汚泥法	24.5	5.9	9.0	10.6
箱 根 町	宮城野浄水センター	H1.10.1	分	標準活性汚泥法	2.3	3.8	4.3	9.7
	仙石原浄水センター	S60.10.1	分	"	3.7	7.8	9.2	11.7
	小 計				6.0	11.6	13.5	21.4
湯 河 原 町	湯河原町浄水センター	S60.4.1	分	標準活性汚泥法	22.5	11.3	14.0	21.9
清 川 村	清川下水浄化センター	H9.9.1	分	柱状アエロゲル法	2.7	1.0	2.3	2.1
一 般 都 市 計 ( 単 独 公 共 )					1,543.3	521.6	662.4	875.7
相模川流域	柳島水再生センター	S52.12.1	分(合)	標準活性汚泥法	1,267.4	404.2	1,148.5	539.1
下 水 道	四之宮水再生センター	S48.6.25	分(合)	"	541.2	227.6	798.2	322.8
酒匂川流域	酒匂水再生センター	S57.12.1	分	"	183.5	73.8	214.0	108.0
下 水 道	扇町水再生センター	H9.7.1	分	"	87.2	41.3	78.0	82.2
流 域 下 水 道 計					2,079.2	746.9	2,238.7	1,052.1
合 計					8,916.8	3,025.8	5,181.7	5,104.1 (1,442.8)

注1 「処理能力」の( )内の数値は高度処理水量

注2 各数値は、四捨五入し記載しているため、計と合わない場合がある



発生汚泥量と汚泥処分量

終末処理場の発生汚泥量と汚泥処分量

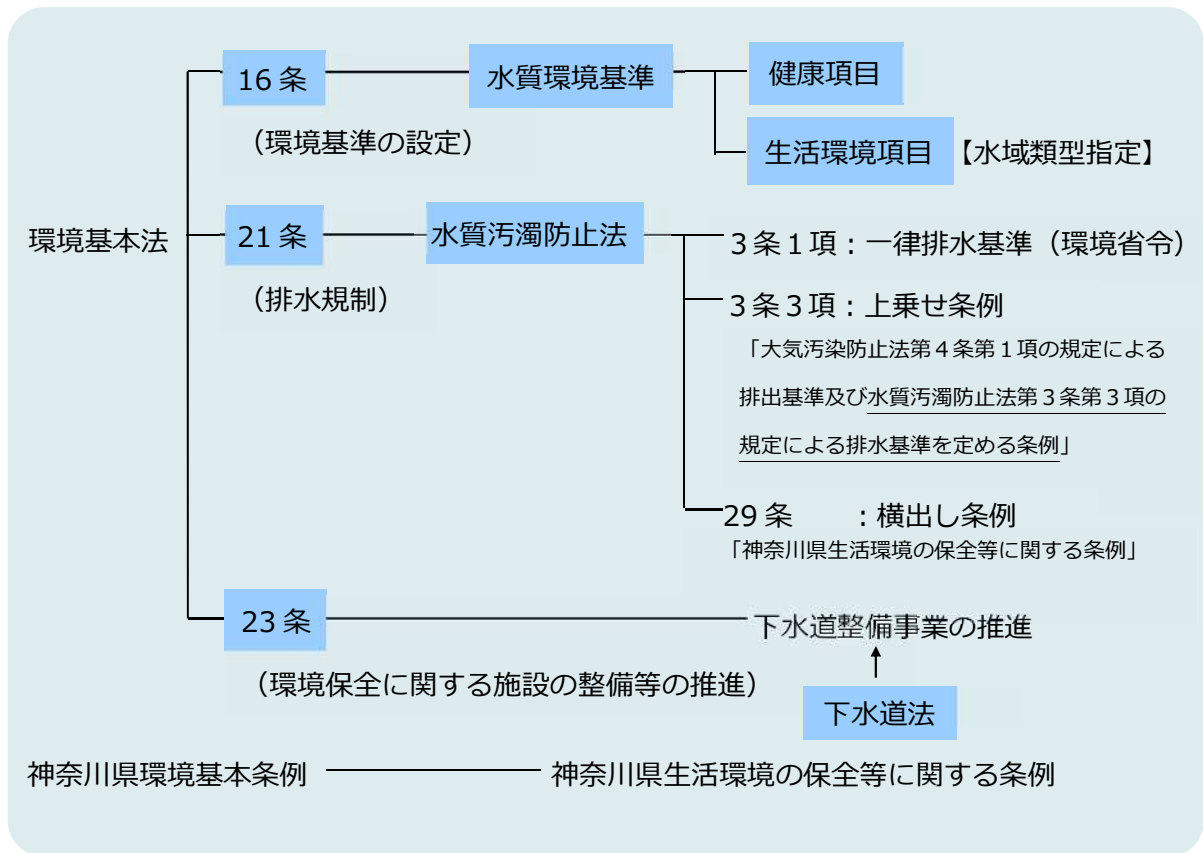
(令和5年度実績)

都市名	処理場名	汚泥発生量				汚泥等処分量			沈砂・スクリン 加処分量 (場内発生分) t/年
		年間固形物 量 t/年	脱水汚泥		摘 要	脱水汚泥 t/年	焼却灰 t/年	その他 t/年	
			量 t/年	含水率 %					
横浜市	北部第一水再生センター				北部汚泥Cへ全量送泥				18
	北部第二水再生センター				北部汚泥Cへ全量送泥				20
	神奈川水再生センター				北部汚泥Cへ全量送泥				98
	中部水再生センター				南部汚泥Cへ全量送泥				19
	南部水再生センター				南部汚泥Cへ全量送泥				17
	金沢水再生センター				南部汚泥Cへ全量送泥				16
	港北水再生センター				北部汚泥Cへ全量送泥				138
	都筑水再生センター				北部汚泥Cへ全量送泥				51
	西部水再生センター				南部汚泥Cへ全量送泥				6
	栄第一水再生センター				南部汚泥Cへ全量送泥				17
	栄第二水再生センター				南部汚泥Cへ全量送泥				37
	北部汚泥資源化センター	42,300	79,159	80	消化汚泥脱水機系統		5,591	2,602	26
			35,754	84	分離液脱水機系統				
	南部汚泥資源化センター	38,570	85,096	82	消化汚泥脱水機系統		3,287	2,666	0
		18,558	79	分離液脱水機系統					
小 計	80,870	218,567				8,878	5,268	463	
川崎市	入江崎水処理センター				入江崎総合スラッジセンターへ送泥				180
	加瀬水処理センター								42
	等々力水処理センター								125
	麻生水処理センター								24
	入江崎総合スラッジセンター	33,893	116,027	74			3,946		60
小 計	33,893	116,027			3,946			431	
政令指定都市 計(単独公共)	114,763	334,594				12,824	5,268	894	
横須賀市	下町浄化センター	5,495	25,091	78		2,278	1,095	246	187
	上町浄化センター	R3.7.31に運転廃止							
	追浜浄化センター	615	2,626	77	下町浄化Cへ搬送				6
	西浄化センター				下町浄化Cへ圧送				4
	小 計	6,110	27,717			2,278	1,095	246	197
鎌倉市	七里ガ浜浄化センター	1,577	6,090	74	山崎浄化Cへ搬送	593			0
	山崎浄化センター	1,946	7,373	74		730	230		18
	小 計	3,523	13,463			1,323	230		18
藤沢市	辻堂浄化センター	5,494	24,228	77			680		339
	大清水浄化センター	4,029	17,574	77	辻堂浄化Cへ搬送	617			31
	小 計	9,523	41,802			617	680		339
逗子市	逗子市浄水管理センター	983	3,931	75		3,931	-	-	34
三浦市	三浦市東部浄化センター	1,335	1,335	75		1,326			1
秦野市	秦野市浄水管理センター	2,420	10,124	76		4,880		1,481	34
大和市	北部浄化センター	2,686	10,917	75		0	266		50
	中部浄化センター	2,439	10,792	77	北部浄化Cへ搬送	993			137
	小 計	5,125	21,709			993	266		187
伊勢原市	伊勢原終末処理場	1,772	6,330	72		6,330			60
綾瀬市	綾瀬終末処理場	1,051	3,716	73		3,722			31
葉山町	葉山浄化センター	285	1,593	82		1,593			8
箱根町	宮城野浄水センター	110	529	80	仙石原浄水Cへ搬送				1
	仙石原浄水センター	153	685	79			24		1
	小 計	263	1,214				24		2
湯河原町	湯河原町浄水センター	579	1,931	70		39	19		23
清川村	清川下水浄化センター	32	176	82		176			2
一般都市 計(単独公共)	33,001	135,040			27,208	2,314	1,727		936
相模川流域	柳島水再生センター	32,166	128,079	75			2,156		535
	下水道 四之宮水再生センター	13,288	56,109	76			1,261		234
酒匂川流域	酒匂水再生センター	4,672	19,246	76		1,055	366		35
	下水道 扇町水再生センター	2,032	8,700	77			168		41
流域下水道 計	52,158	212,134			1,055	3,951			845
合 計	199,922	681,768			28,263	19,088	6,995		2,675

注 各数値は、四捨五入し記載しているため、計と合わない場合がある

## 水質環境基準

水質の汚濁から人の健康を保護し生活環境を保全するため、環境基本法により、水質環境基準（健康項目及び生活環境項目）が定められています。公共用水域の水質保全のためには、排水水の規制と並んで下水道の整備は最も有効な対策です。



### 1 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

全国の公共用水域に共通のものとして一律に定められている。

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

水域群別（河川、湖沼、海域）に設定され、各利用目的に応じて設けられた類型ごとに、環境基準値が定められている。

(1) 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
		8.5以下				
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
		8.5以下				
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
		8.5以下				
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
		8.5以下				
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
		8.5以下				
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	-
		8.5以下				

(2) 湖沼

（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
		8.5以下				
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
		8.5以下				
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-
		8.5以下				
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	-
		8.5以下				

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準は適用しない。

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	りん 全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(3) 海 域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
		8.3以下				
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されないこと。
		8.3以下				
C	環境保全	7.0以上	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-
		8.3以下				

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	リン 全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 水域類型の指定は、海洋生物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

水質環境基準の水域類型指定状況

(1) 河川

ア BOD等

水	域	水域類型	達成期間
多摩川中・下流(拜島橋より下流)	B	イ	
平瀬川(全域)	B	ハ	
二ヶ領本川(全域)	B	ハ	
三沢川(全域)	C	イ	
鶴見川(1)(烏山川合流点より上流の区域)	D	イ	
鶴見川(2)(烏山川合流点より下流の区域)	C	イ	
入江川(全域)	B	ロ	
帷子川(全域)	B	イ	
大岡川(全域)	B	イ	
宮川(全域)	B	イ	
侍従川(全域)	B	イ	
鷹取川(全域)	B	ロ	
平作川(全域)	B	ロ	
田越川(全域)	B	イ	
滑川(全域)	B	イ	
神戸川(全域)	B	ロ	
松越川(全域)	C	イ	
下山川(全域)	C	ロ	
森戸川(河口が葉山町に係るものの全域)	C	イ	
境川(1)(柏尾川合流点より上流(柏尾川を除く。)の区域)	D	イ	
境川(2)(柏尾川合流点より下流の区域及び柏尾川)	C	イ	
引地川(全域)	C	イ	
相模川中流(城山ダムから寒川取水堰まで)	A	ロ	
相模川下流(寒川取水堰より下流)	B	イ	
秋山川	A	イ	
道志川	A	イ	
串川	A	イ	
鳩川	A	イ	
中津川(宮ヶ瀬湖(宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。)を除く)	A	イ	
小鮎川	A	イ	
玉川	A	イ	
永池川	A	ロ	
目久尻川	B	イ	
小出川	B	ハ	
金目川上流(土屋橋の上流端から上流)	A	ハ	
金目川下流(土屋橋の上流端から下流)	C	ハ	
葛川(全域)	C	ハ	
中村川(全域)	C	ハ	
森戸川(河口が小田原市に係るものの全域)	C	イ	
酒匂川上流(飯泉取水堰から上流の区域であって、丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域)の区域に係る部分を除いたもの)	A	ロ	
酒匂川下流(飯泉取水堰から下流の区域)	B	イ	
山王川(全域)	B	イ	
早川(全域)	A	ハ	
新崎川(全域)	A	ハ	
千歳川(全域)	A	ハ	

(2) 湖沼

ア COD等

水	域	水域類型	達成期間
相模ダム貯水池(相模湖)(全域)		湖沼A	イ
城山ダム貯水池(津久井湖)(全域)		湖沼A	イ
芦ノ湖(全域)		湖沼AA	ハ
丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域)		湖沼A	イ
宮ヶ瀬湖(宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域)		湖沼A	イ

イ 全窒素、全りん

水	域	水域類型	達成期間
相模ダム貯水池(相模湖)(全域)		湖沼II	二
城山ダム貯水池(津久井湖)(全域)		湖沼II	二

(3) 海域

ア COD等

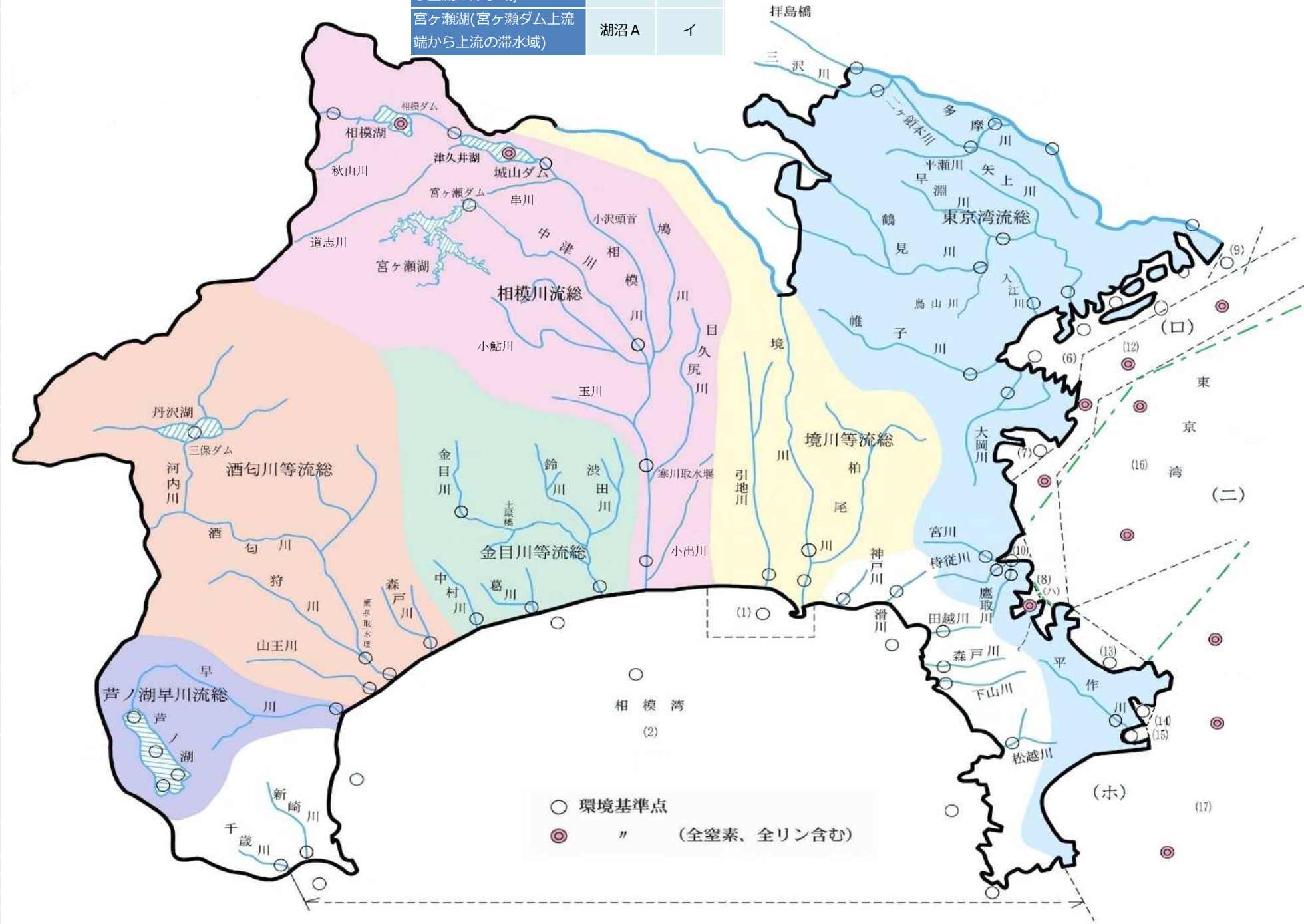
水	域	水域類型	達成期間
東京湾(6)		海域C	イ
東京湾(7)		海域C	イ
東京湾(8)		海域C	イ
東京湾(9)		海域B	ハ
東京湾(10)		海域B	ロ
東京湾(12)		海域B	イ
東京湾(13)		海域B	ロ
東京湾(14)		海域B	ロ
東京湾(15)		海域B	ロ
東京湾(16)		海域A	ロ
東京湾(17)		海域A	イ
相模湾(1)		海域A	ハ
相模湾(2)		海域A	イ

※ - - - - 水域界

イ 全窒素、全りん

水	域	水域類型	達成期間
東京湾(ロ)		海域IV	イ
東京湾(ハ)		海域IV	イ
東京湾(ニ)		海域III	イ
東京湾(ホ)		海域II	イ

※ - - - - 窒素、リンの水域界

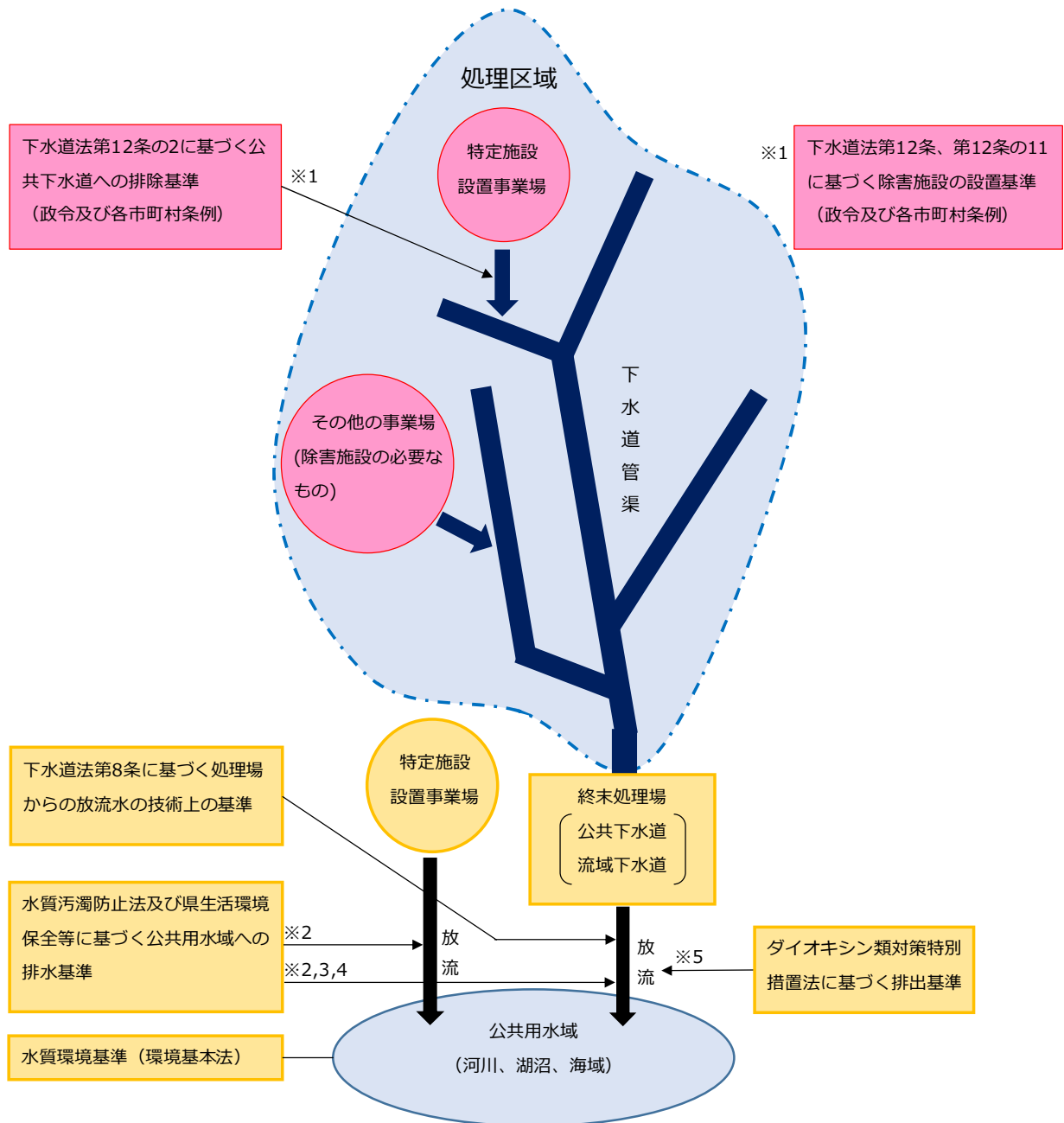


- 「イ」は、直ちに達成
- 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
- 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に務める。

## 排水の規制

### 下水道の義務

下水道施設の機能を妨げ、施設を損傷するおそれのある排水や、終末処理場において放流水の水質を排水基準に適合させることが著しく困難となるおそれのある排水を下水道へ排除しようとする場合には、あらかじめ一定基準に適合するよう除害施設により処理してから下水道に排除することが義務づけられています。



※1 下水道法に基づく排除基準等

※2 公共用水域への排水基準

※3 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ条例による下水道終末処理施設のみを設置する特定事業場に係る排水の特例基準

※4 県生活環境の保全等に関する条例第28条による下水道終末処理施設のみを設置する事業所に係る排水の特例基準

※5 ダイオキシン類の排出基準

下水道法に基づく事業場等の排除基準

(単位：mg/L ただし、ダイオキシン類、水素イオン濃度、温度を除く)

下水道法の区分	物質又は項目	特定事業場		継続して下水道を使用する工場・事業場
		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	
除害施設設置基準の項目	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	シアン化合物	1以下	1以下	1以下
	有機磷化合物	1以下	1以下	0.2以下
	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	六価クロム化合物	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	水銀及びアルキル水銀	0.005以下	0.005以下	0.005以下
	その他の水銀化合物			
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下
	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	チウラム	0.06以下	0.06以下	0.06以下
	シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	ほう素及びその化合物	10以下 (海域230以下)	10以下 (海域230以下)	10以下 (海域230以下)
	ふっ素及びその化合物	8以下 (海域15以下)	8以下 (海域15以下)	8以下 (海域15以下)
	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下
	フェノール類	5以下	5以下	5以下
	銅及びその化合物	3 (1) 以下	3 (1) 以下	3 (1) 以下
	亜鉛及びその化合物	2 (1) 以下	2 (1) 以下	2 (1) 以下
	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 (3) 以下	10 (3) 以下	10 (3) 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	10以下	
クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	
アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380 (125) 未満	380 (125) 未満	380 (125) 未満	
水素イオン濃度	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	
生物化学的酸素要求量	600 (300) 未満	600 (300) 未満	600 (300) 未満	
浮遊物質	600 (300) 未満	600 (300) 未満	600 (300) 未満	
ノルマルヘキサン鉱油類	5以下	5以下	5以下	
抽出物質含有量動植物油脂類	30以下	10 (5) 以下	10 (5) 以下	
窒素含有量	240 (150) 未満	240 (150) 未満	240 (150) 未満	
リン含有量	32 (20) 未満	32 (20) 未満	32 (20) 未満	
温度 (℃)	45 (40) 未満	45 (40) 未満	45 (40) 未満	
沃素消費量	220未満	220未満	220未満	
ニッケル及びその化合物	1以下	1以下	1以下	

① □ は水質汚濁防止法第3条第3項に基づく条例 (上乗せ条例) における新設基準で、新設終末処理場 (昭和46年11月1日以後設置、ただし同日以前に建設工事中は除く) を使用する工場・事業場に適用する。ただし、新設終末処理場を使用する新設以外の特定事業場 (昭和46年11月1日以前設置) の直罰基準は新設以外の基準 (□ 外数値) とする

② 条例で定める基準の項目における ( ) は製造業またはガス供給業からの下水の基準について、それらの施設から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理する汚水量の1/4以上と認められるとき、その他やむを得ない理由があるとき等の場合に、条例で定めることができる

③ ダイオキシン類は、終末処理場の放流水がダイオキシン類対策特別措置法による規制を受ける場合に適用する。

④ 窒素、リンは終末処理場の放流水が水質汚濁防止法による規制を受ける場合に適用する。

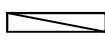


□ は直罰適用の排除基準に係わる排除基準を示す。

※ 下水道法に基づく事業場等の排除基準は令和6年10月1日施行

公共用水域への排水基準

(単位：mg/L ただし、水素イオン濃度、大腸菌群数、ダイオキシン類を除く)

水質汚濁防止法の区分	水質項目	水質汚濁防止法 3条3項による上乗せ条例								神奈川県生活環境の保全等に関する条例										
		甲水域				乙水域		海 域		甲水域			乙水域及び海 域							
		水質保全湖沼等		水質保全湖沼等以外の水域		新設	新設以外	新設	新設以外	水質保全湖沼等		水質保全湖沼等以外の水域		新設	新設以外					
		新設	新設以外	新設	新設以外					新設	新設以外	新設	新設以外							
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03		N.D.	N.D.								-	N.D.	N.D.	0.03	0.03	0.03		
	シアン化合物	1		0.5		0.5								-	0.5	-	0.5	1	1	
	有機機化合物	1		N.D.	N.D.	0.2	0.2	0.2	0.2						-	N.D.	N.D.	0.2	0.2	0.2
	鉛及びその化合物	0.1		0.05	0.05										-	0.05	0.05	0.1	0.1	0.1
	六価クロム化合物	0.5		0.02	0.02										-	0.02	0.02	0.2	0.2	0.2
	砒素及びその化合物	0.1		0.01	0.01										-	0.01	0.01	0.1	0.1	0.1
	水銀及びアルキル水銀	0.005													-	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	その他の水銀化合物	N.D.													-	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	アルキル水銀化合物	N.D.													-	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	ポリ塩化ビフェニル	0.003													-	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.1													-	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1													-	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2													-	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02													-	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.04													-	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	1													-	1	1	1	1	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4													-	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	3													-	3	3	3	3	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06													-	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	0.02													-	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	チウラム	0.06													-	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	シマジン	0.03													-	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	チオベンカルブ	0.2													-	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	ベンゼン	0.1													-	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	0.1													-	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物	海域230 その他10													-	10	10	10	乙10 海230	乙10 海230
	ふっ素及びその化合物	海域15 その他8		0.8	0.8										-	0.8	0.8	8	乙8 海15	乙8 海15
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100													-	100	100	100	100	100
1,4-ジオキサン	0.5													-	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
生活環境項目	フェノール類含有量	5	0.005	0.005	0.05	0.5	0.5	0.5	0.5	0.005	0.005	0.005	0.05	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
	銅含有量	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3		
	亜鉛含有量	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3		
	溶解性鉄含有量	10	0.3	0.3	0.3	1	3	3	3	0.3	0.3	0.3	1	3	10	10	10	10		
	溶解性マンガン含有量	10	0.3	0.3	0.3	1	1	1	1	0.3	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1		
	クロム含有量	2	0.1	0.1	1					-	0.1	0.1	1	2	2	2	2	2		
	ニッケル及びその化合物									0.3	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1		
	水素イオン濃度	海域5.0~9.0 その他 5.8~8.6								5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6		
	生物化学的酸素要求量	160(120)	5(3)	20(15)	15(10)	25(20)	25(20)	60(50)		5	20	15	25	25	60	60	60	60		
	化学的酸素要求量	160(120)	5(3)	20(15)	15(10)	25(20)	25(20)	60(50)	25(20)	60(50)	60(50)	60(50)	60(50)	60(50)	60(50)	60(50)	60(50)	60(50)		
	浮遊物質	200(150)	15(5)	50(35)	35(20)	70(40)	70(40)	90(70)	70(40)	90(70)	90(70)	90(70)	90(70)	90(70)	90(70)	90(70)	90(70)	90(70)		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5	3	3	3					3	3	3	5	5	5	5	5	5		
	動植物油類	30	3	3	3	5	5	10	5	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	大腸菌群数(個/cm³)	(3,000)	(1,000)							1,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		
窒素含有量	120(60)																	東京湾(流入河川を含む)への排出水に業種ごとの基準値が設定		
燐含有量	16(8)																	東京湾(流入河川を含む)への排出水に業種ごとの基準値が設定		
外観																		受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。		
臭気																		受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。		
ダイオキシン類																		ダイオキシン類対策特別措置法により規制(別掲)		

 は1日当たりの平均的な排水の水量が50m³以上の工場又は事業場に係る排水について適用する。  
 は水質汚濁防止法第3条第1項による一律基準を適用する。  
 は製造業、電気・ガス・熱供給・水道業等について排出が禁止されていることを示す。なお、他業種の事業者は新設以外の数値を適用する。

※公共用水域への排除基準は令和6年10月1日施行



水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ条例による下水道終末処理施設のみを設置する特定事業場に係る排水の特例基準 単位 (mg/L)

項目	許 容 限 度	
	新設 注1	新設以外
生物化学的酸素要求量	25 (20)	
化学的酸素要求量	25 (20)	
浮遊物質量	70 (50)	
窒素含有量 注2	20	40 (30)
炭含有量 注2	(下記以外のもの)	4
	注3	7 (5)

注1 新設とは、平成11年4月1日（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあつては、当該特定施設が定められた日をいう。）以後に設置する特定事業場を示す。

注2 東京湾並びにこれに接続し、流入する河川及び水路に排水を排出事業所にのみ適用される。

注3 2以上の下水道終末処理場から生じた汚泥を処理する施設に係る水を受け入れる場合。

〔備考〕

- ・ 甲水域（水質保全湖沼以外の水域）とは、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。
  - （1）千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）（2）新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）
  - （3）早川（4）酒匂川（飯泉取水堰から上流の区域）（5）金目川（土屋橋の上流端から上流の区域）
  - （6）相模川（寒川取水堰から上流の区域）
- ・ 水質保全湖沼とは、次に掲げる湖沼及びこれに接続し、流入する河川及び水路の水域をいう。
  - （1）芦ノ湖（2）丹沢湖（3）津久井湖（4）相模湖（5）奥相模湖（6）宮ヶ瀬湖
- ・ 乙水域とは、甲水域及び海域を除く水域をいう。
- ・ 水質汚濁防止法第3条第3項による上乗せ条例の「新設」とは、昭和46年11月1日（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあつては、当該特定施設が定められた日をいう。）以後に設置された特定事業場（昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。）を示す。
- ・ 生活環境の保全等に関する条例による「新設」とは、昭和46年9月11日（旅館業に属する工場等にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日）以後に設置された工場等（昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。）を示す。
- ・ 水質汚濁防止法第3条第1項による一律基準及び同法第3条第3項による上乗せ条例の基準のうち、生物化学的酸素要求量は湖沼及び海域以外の公共用水域に適用し、化学的酸素要求量は湖沼及び海域の公共用水域に適用する。
- ・ （ ）の数値は日間平均を示す。
- ・ 窒素及び磷の基準値は環境大臣が定める海域、湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。（ただし上乗せ基準は東京湾のみに適用する。）
- ・ 窒素含有量は東京湾、相模湖及び津久井湖（これらに流入する河川を含む。）に排出する排水に適用される。
- ・ 炭含有量は東京湾、相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖及び芦ノ湖（これらに流入する河川を含む）に排出する排水に適用される。
- ・ N. D. とは排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- ・ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の値は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。
- ・ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の甲水域水質保全湖沼（新設）の基準は、し尿その他生活に起因する下水、家畜排泄物又は肥料の施用に係るもの以外は排出禁止。
- ・ 一部の業種や事業場については、記載とは異なる規制基準が適用される項目や、基準が適用されない項目があります。

県生活環境の保全等に関する条例第28条による下水道終末処理施設のみを設置する事業所に係る排水の特例基準

単位 (mg/L)

項 目	許容限度
生物化学的酸素要求量	25
化学的酸素要求量	25
浮遊物質量	70

## ダイオキシン類の排水規制

排水を公共用水域に排出する場合には、ダイオキシン類対策特別措置法が適用されることとなり、同法に基づく特定施設を有する事業場については、次の基準が適用となります。

なお、排水（下水）を公共下水道又は流域下水道に排出（排除）する場合は、下水道法が適用されます。

### 水質排出（排除）基準 （単位：ピコグラム TEQ/L）

番号	特定施設の種類	排出基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2（廃PCB等又はPCB処理物の分解施設）及び第13号（PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設）に掲げる施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

平成12年1月15日施行のダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成17年8月15日一部改正）による。

## 下水道整備五（七）箇年計画及び社会資本整備重点計画の推移

昭和30年代に始まる飛躍的な経済発展により、急速に都市への人口集中がもたらされ、都市環境は急激に悪化し、特に公共用水域の水質汚濁が深刻化したため、立ち遅れている下水道整備を緊急的かつ計画的に促進し、都市環境の改善を図ることが強く認識されるようになりました。

そこで我が国では、下水道の計画的な整備は、生活環境施設整備緊急措置法（昭和38年法律第183号）による下水道整備五箇年及び終末処理場整備五箇年計画によって開始され、昭和42年以降は、下水道整備緊急措置法（昭和42年法律第41号）による第2次から8次の下水道整備五箇年（8次は七箇年）へと発展してきました。

### 下水道整備五箇年計画の推移

五（七）箇年計画 計画期間	背景等	計画額	整備指標等	
		実績額	整備目標等	達成実績
		（達成率）		
第1次 昭和38～42年 （実施は～41年）	生活環境施設整備の中心的役割を担う	4,400億円 2,963億円 （67.3%）	（排水面積普及率） 16→27%	20%
第2次 昭和42～46年 （実施は～45年）	下水道行政の一元化水質汚濁対策としての第一歩	9,300億円 6,178億円 （66.4%）	（排水面積普及率） 20→33%	23%
第3次 昭和46～50年	下水道法改正→「公共用水域の水質保全」を目的に追加 流域下水道の法制化	2兆6,000億円 2兆6,241億円 （100.9%）	（処理区域面積普及率） 23→38%	26%
第4次 昭和51～55年	ナショナルミニマムとしての認識 特環の制度化	7兆5,000億円 6兆8,673億円 （91.6%）	（処理人口普及率） 23→40%	30%
第5次 昭和56～60年	総量規制への対応 三全総の定住圏構想	11兆8,000億円 8兆4,781億円 （71.8%）	（処理人口普及率） 30→44%	36%
第6次 昭和61～平成2年	維持管理の充実 処理水等の有効利用	12兆2,000億円 11兆6,913億円 （95.8%）	（処理人口普及率） 36→44% （雨水排水整備率） 35→43%	44% 43%
第7次 平成3～7年	中小市町村の整備促進 大都市等における機能改善、質的向上 公共投資基本計画	16兆5,000億円 16兆7,105億円 （101.3%）	（処理人口普及率） 44→54% （雨水排水整備率） 40→49% （高度処理人口） 230→750万人	54% 47% 730万人
第8次 平成8～14年	中小市町村等の整備促進 下水道資源・施設の有効利用 下水道施設の高度化 構造改革のための経済社会計画	23兆7,000億円 24兆6,462億円 （104.0%）	（処理人口普及率） 54→66% （雨水排水整備率） 46→55% （高度処理人口） 513→1,500万人	65% 51% 1,427万人

また、平成15年度より、政策目標の実現に関係する事業間の連携を一層深めるため、広く国民生活・産業活動の基盤を形成する社会資本の整備に係る事業分野別の計画を統合して、社会資本整備重点計画が定められ、これまで4次にわたる計画を策定され、戦略的・計画的な取組を進められてきたところです。

計画が策定されて以降も、①自然災害の激甚化・頻発化やインフラの老朽化の進展、②人口減少による地域社会の変化や国際競争の激化、③デジタル革命の本格化やグリーン社会の実現に向けた動き、ライフスタイル・価値観の多様化、などの変化に加え、令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症が拡大するとともに、その脅威が継続する中で、東京一極集中リスク及びその是正の必要性が改めて認識されたほか、社会経済活動のあり方や人々の行動・意識・価値観・インフラに対する捉え方にも多大な影響を及ぼしています。他方、コロナ禍においても、建設産業や交通事業等は国民の生活に不可欠なサービスであることが再認識されました。こうした社会の流れに的確に対応するだけでなく、今後進むべき社会のあり方を見据えた上で、その実現に資するような社会資本整備を進めていくため、第5次社重点計画が策定されました。

第5次社会資本整備重点計画 令和3年度から令和7年度

期間	背景等	整備指標及び整備目標	
第1次 平成15～19年	国民が享受できる成果を達成目標に関連事業の横断的、効率的な実施国土交通省発足による統合のメリットを活用	汚水処理人口普及率	76→86%
		下水道処理人口普及率	65→72%
		下水道による都市浸水対策達成率	51→54%
		環境基準達成のための高度処理人口普及率	11→17%
		合流式下水道改善率	15→40%
		下水汚泥リサイクル率	60→68%
		床上浸水を緊急に解消すべき戸数	約9→約6万戸
第2次 平成20～24年	整備の方向性を明確にし、社会資本整備に関する「政策目標」とその実現によって国民が享受する「成果」を示し、「限られた財源の中で効果的かつ効率的に社会資本整備を進めるための取組」を明らかにする	近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数	約14.8→約7.3万戸
		下水道による都市浸水対策達成率	約48→約55% (重点地区) 約20→約60%
		ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	(内水) 約6→100%
		浸水時に人命被害が生じるおそれのある地下街等における浸水被害軽減対策実施率	約65→約93%
		防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率	約27→約56%
		合流式下水道改善率	約25→約63%
		河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率	(河川) 約71→約75% (湖沼) 約55→約59% (三大湾) 約71→約74%
		良好な水環境創出のための高度処理実施率	約25→約30%
		下水道バイオマスリサイクル率	約23→約39%
		下水道に係る温室効果ガス排出削減	約216万t-CO2
		汚水処理人口普及率	約84→約93%
		下水道処理人口普及率	約72→約78%
		下水道施設の長寿命化計画策定率	0%→約100%
第3次 平成24～28年	昨今の大きな変化を踏まえ、国民にとって真に必要な社会資本整備を戦略的に進めることが必要であり、そのために、社会資本整備を進める上での指針となる現行の重点計画を、早期かつ抜本的に見直す。	地震対策上重要な下水管きよにおける地震対策実施率	約34→約70%
		過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数	約6.1→約4.1万戸(約3割解消)
		下水道による都市浸水対策達成率	約53→約60%
		ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	(内水) 約15→約100%
		下水道津波BCP策定率	約6→約100%
		下水汚泥エネルギー化率	約13→約29%
		下水道に係る温室効果ガス排出削減	約129→約246万t-CO2/年
		汚水処理人口普及率	約87→約95%
		良好な水環境創出のための高度処理実施率	約33→約43%
第4次 平成27～令和2年	厳しい財政制約の下、社会資本の蓄積・高度化の効果を最大限発揮するマネジメントの徹底により、我が国が直面する構造的課題を乗り越え、将来にわたって安全・安心で豊かな国民生活と活力ある社会経済活動が可能となるよう第4次重点計画を策定する。	個別施設ごとの長寿命化計画(個別施策計画)の策定率	(下水道) (-)→100%
		災害時における主要な管渠及び下水処理場の機能確保率	(管渠) 約46→約60% (下水処理場) 約32→約40%
		人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率及び下水道による都市浸水対策達成率(下水道による都市浸水対策達成率)	約56→約62%
		最大クラスの洪水・内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	(-)→100%
		持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定率	約2→100%
		汚水処理人口普及率	約89→約96%
		下水汚泥エネルギー化率	約15→約30%
		最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数	15→約800団体
第5次 令和3～7年	社会の流れに的確に対応するだけでなく、今後進むべき社会のあり方を捉えた上で、その実現に資するような社会資本整備を進めていくため、第5次重点計画を策定する。	災害時における主要な管渠、下水道処理場及びポンプ場の機能確保率	(管渠) 約52→約60% (処理場) 約37→約42% (ポンプ場) 約31→約38%
		計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合	0→100%
		汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数	0→300箇所
		下水道分野における温室効果ガス排出削減量	210→352万t-CO2
		汚水処理人口普及率	91.7→95%

政策パッケージの全体的な進捗状況を示す代表的な指標(KPI)の内、下水道に係る指標を抜粋

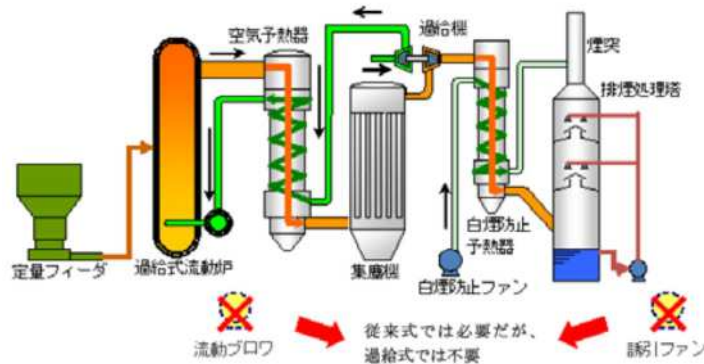
※KPI…Key Performance Indicator

1 「過給式流動焼却炉」の導入（神奈川県流域下水道 相模川流域 右岸処理場）

（概要）

過給式流動燃焼システムは、気泡流動炉と汎用の過給機を組み合わせた、従来型気泡流動焼却炉の改良型システムです。

圧力下で下水汚泥を燃焼し、排ガスで駆動する過給機によって圧縮空気が製造され、燃焼及び流動用の空気として利用します。従来に比べて温室効果ガスと消費電力の大幅な削減が可能となります。



過給式流動焼却システム概略フロー

（特徴）

- (1) 焼却炉下部から中部にかけて高温燃焼領域が形成されるため、分解が促進され、N<sub>2</sub>Oを削減可能
- (2) 従来のシステムで必要であった誘引ファンと流動ブロワが不要となるため、消費電力を削減可能
- (3) 従来よりも広範囲な低負荷運転が可能であり、低負荷運転時の燃費悪化を防止
- (4) 圧力下で燃焼するため、焼却炉がコンパクトになり、燃料が削減されて省スペース

（過給式流動焼却炉の設備概要）

名称	①北系2号汚泥焼却炉 ②北系3号汚泥焼却炉
焼却能力	100t/日×2炉
対象汚泥	高分子脱水汚泥
供用開始	①平成26年9月 ②令和元年9月



北系2号汚泥焼却設備 全景

（温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>換算）の削減効果）

汚泥（N <sub>2</sub> O）由来	約60%削減
電力由来	約60%削減

出典：一般社団法人 日本下水道施設業協会

一般社団法人 土木研究センターHP ([https://www.pwrc.or.jp/thesis\\_shouroku/thesis\\_pdf/1510-P022-025rep\\_oono.pdf](https://www.pwrc.or.jp/thesis_shouroku/thesis_pdf/1510-P022-025rep_oono.pdf))

## 2 「自己熱再生型ヒートポンプ式高効率下水汚泥乾燥技術」の導入

(神奈川県秦野市 秦野市浄水管理センター)

### (概要)

自己熱再生型ヒートポンプ式高効率下水汚泥乾燥技術は、ヒートポンプ技術を応用したエネルギー効率の高い高性能乾燥システムで、下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト<sup>※</sup>）により、省エネ低コスト型の汚泥乾燥のほか、製造される乾燥汚泥の性状や有効利用方法を検討するため、導入されました。

※ 下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）とは

国土交通省において、新技術の研究開発及び実用化を加速することにより、下水道事業におけるコスト縮減や再生可能エネルギー創出等を実現し、併せて、本邦企業による水ビジネスの海外展開を支援するため、平成23年度から実施している取組み。

B-DASHプロジェクト：Breakthrough by Dynamic Approach in Sewage High Technology Project

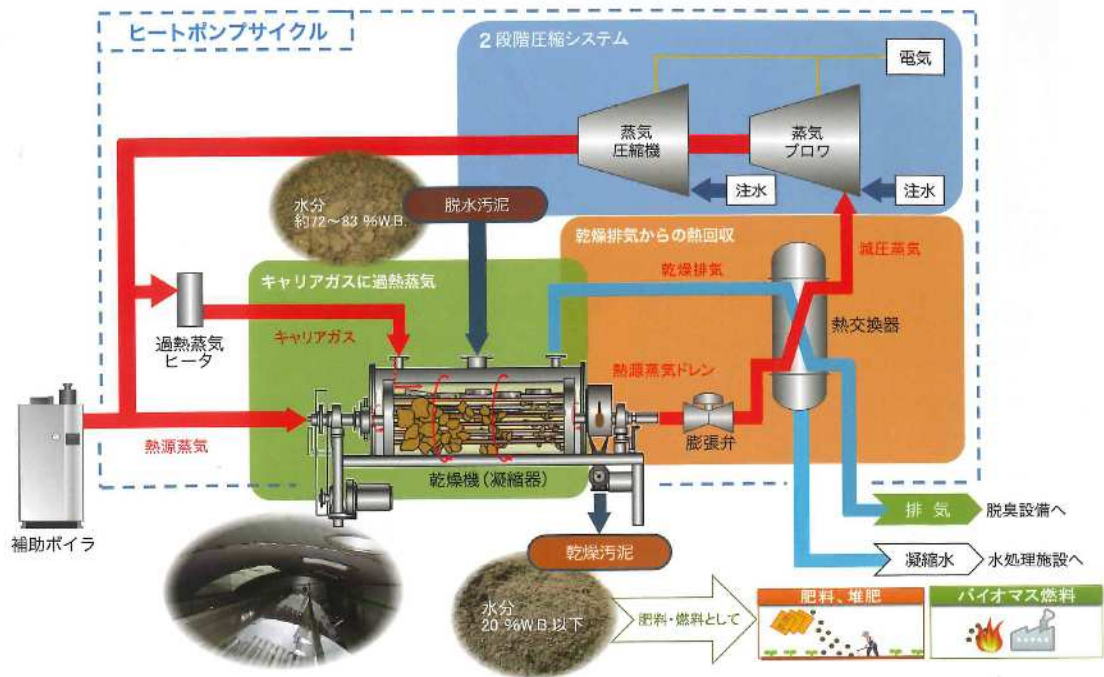
### (特徴)

#### (1) ヒートポンプサイクルで廃熱を有効活用

脱水汚泥からの乾燥排気の廃熱を熱源に、脱水汚泥の乾燥時に液化した熱源蒸気ドレンを熱交換器で気化した後、圧縮することで、160℃の高圧蒸気として循環

#### (2) 排気処理負荷を低減

乾燥設備へ空気を供給しないことで、熱回収後の排気量は大幅に削減され、排気に含まれる臭気を処理するための費用を低減



乾燥機



熱交換器



蒸気ブロウ



蒸気圧縮機

出典：秦野市役所作成 パンフレット「自己熱再生型ヒートポンプ式高効率下水汚泥乾燥技術実証研究」

### 3 「NADH（ナドエイチ）風量制御を利用した嫌気無酸素好気法」の導入 （神奈川県横須賀市 横須賀市下町浄化センター）

#### （概要）

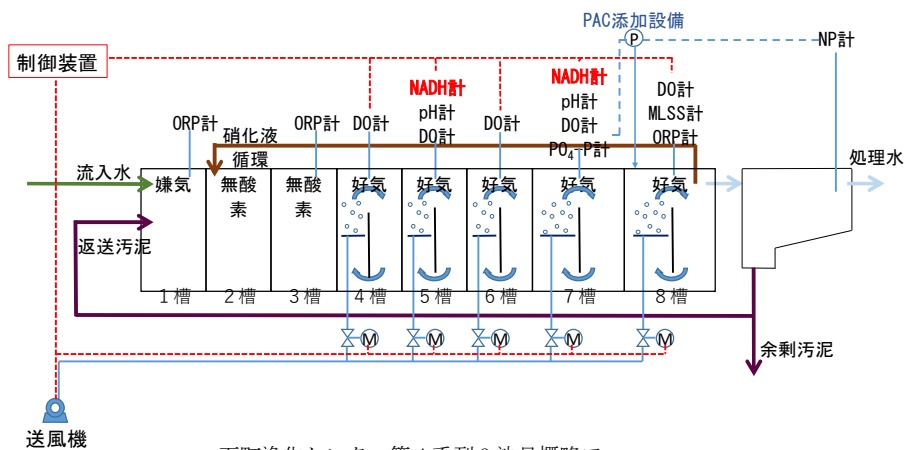
下町浄化センター第4系列3池目にNADH（ナドエイチ）風量制御を利用した嫌気無酸素好気法（以下NADHシステム）を整備し、令和5年度から全国で初めて高度処理として下水道事業計画に位置付けました。NADHシステムとは、活性汚泥微生物の呼吸反応に関与する補酵素「NADH」（内的指標）と、DO及びpH（外的指標）を組み合わせて送風量制御を行い、好気槽において硝化反応だけでなく脱窒反応を効率的に促進（同時硝化脱窒）することが可能な制御方法です。

#### （特徴）

NADHシステムのNADHセンサーは、活性汚泥微生物の呼吸反応状態の変化や、流入負荷量の変動による酸素要求量の変化を捉えることができます。よって、NADH、DO、pHの3つを制御指標としたNADHシステムを適用すれば、無駄な曝気を抑え、流入負荷量に応じた最適な送風が可能となります。

また、風量制御により好気槽において同時硝化脱窒を促進することが可能となります。

このため、一般的なA2O法と比較して「無酸素槽容量の低減（省スペース）」「硝化液循環量（率）の低減」「送風量の消費電力の低減（省エネ）」等の特長があります。



下町浄化センター第4系列3池目概略フロー



NADH センサー外観

## マンホールカードの発行

マンホールカードは、世界に誇れる文化物である日本のマンホール蓋を国民の皆様に楽しく伝えるとともに、下水道への理解・関心を深めていただくためのコミュニケーションツールとして、公益社団法人日本下水道協会の下水道広報プラットフォームから発行されているカード型下水道広報パンフレットです。令和6年8月1日時点で、県内では23自治体で37種類のマンホールカードが発行されています。参考までに県内の例を下記に記載しています。また、下水道広報プラットフォームのホームページにて、全国のマンホールカード情報を検索、閲覧することが可能です。

横須賀市【第21弾】



神奈川県  
横須賀市  
14-201-C001

35°16'54.8"N  
139°39'47.4"E

発行年月日：(第21弾) 2023年12月15日  
配布時間：【平日】10:00~16:00  
【休日】10:30~16:00  
ただし、水曜日・不定休日・  
年末年始はお休みです  
配布場所：ドブ板ステーション  
神奈川県横須賀市本町2-7  
問合せ先：横須賀市上下水道局総務課  
046-822-8607

厚木市【第20弾】



神奈川県  
厚木市  
14-212-B001

35°26'23.4"N  
139°21'50.9"E

発行年月日：(第20弾) 2023年7月28日  
配布時間：8:30~17:00 ただし、年末  
年始(12/29~1/3)はお休みです  
配布場所：あつぎ市民交流プラザ窓口  
厚木市中町2-12-15  
アミューあつぎ6階  
電話:046-225-2833  
問合せ先：厚木市役所下水道施設課  
電話:046-225-2363

小田原市【第19弾】



神奈川県  
小田原市  
14-206-D001

35°25'47.9"N  
139°15'59.1"E

発行年月日：(第19弾) 2023年4月28日  
配布時間：11:00~19:00  
配布場所：ラスカ小田原1階イフォーメーション  
神奈川県小田原市栄町1丁目1-9  
問合せ先：JR東日本横浜支社  
小田原・伊豆統括センター  
090-9581-5237

茅ヶ崎市【第18弾】



神奈川県  
茅ヶ崎市  
14-207-A001

35°19'46.3"N  
139°24'20.6"E

発行年月日：(第18弾) 2023年1月28日  
配布時間：【4月~9月】9:00~19:00  
【10月~3月】10:00~19:00  
12月29日~1月3日はお休みです  
配布場所：茅ヶ崎市観光案内所  
茅ヶ崎市元町1番1号  
電話：0467-82-3986

逗子市【第16弾】



神奈川県  
逗子市  
14-208-A001

35°17'48.8"N  
139°34'46.4"E

発行年月日：(第16弾) 2022年1月15日  
配布時間：8:30~17:00 ただし、年末  
年始(12/29~1/3)はお休みです  
配布場所：【平日】逗子市役所2階 下水道課  
窓口 逗子市逗子5-2-16  
電話：046-873-1111  
【休日】逗子市役所1階 警備員室  
問合せ先：逗子市 環境都市部 下水道課  
046-873-1111

海老名市【第16弾】



神奈川県  
海老名市  
14-215-A001

35°27'08.6"N  
139°23'39.0"E

発行年月日：(第16弾) 2022年1月15日  
配布時間：9:00~16:30 ただし、休館日  
がありますのでご注意ください  
配布場所：海老名市立郷土資料館  
「海老名市温故館」  
海老名市国分南1-6-36  
問い合わせ先：海老名市役所まちづくり部下水道課  
電話：046-235-9618

※下水道広報プラットフォーム HP より抜粋・加工

<下水道広報プラットフォーム HP>

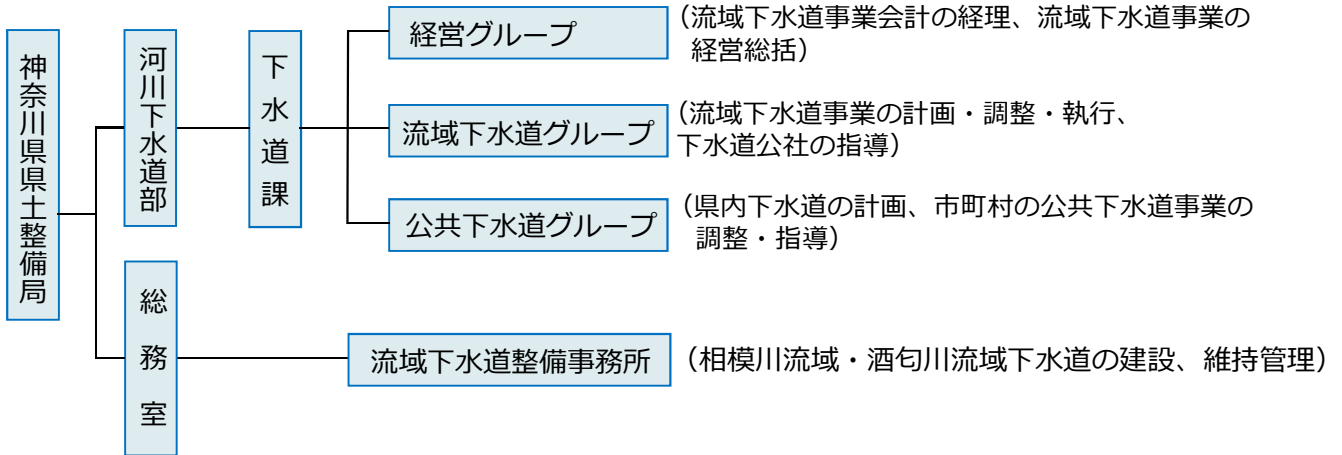
<https://www.gk-p.jp/mhcard/>



下水道事業の執行体制

組織、(公財)神奈川県下水道公社の概要、神奈川県内の下水道関係職員数

本県では、次のような組織で下水道事業を進めています。



(公財) 神奈川県下水道公社 (相模川・酒匂川流域下水道事業の維持管理業務等の受託)

(公財) 神奈川県下水道公社の概要

設立年月日	昭和55年5月23日
業務開始年月日	昭和55年8月1日
設立内容	流域下水道及び流域関連公共下水道の維持管理に関する業務のほか、下水道知識の普及・啓発活動及び下水道技術に関する調査研究を行い、県及び市町の下水道事業に協力し、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全を目的とする。
事業内容	(1)流域下水道の処理施設の運転操作等維持管理業務に関すること。 (2)前号の業務と一体となって実施する改築業務に関すること。 (3)市町村の実施する下水道における維持管理業務の技術的業務に関すること。 (4)下水道知識の普及・啓発活動及び下水道の研修に関すること。 (5)汚水及び汚泥の処理方法についての調査及び研究に関すること。

神奈川県内の下水道関係職員数

(令和6年度6月1日時点)

都市名	都市数	下水道 関係職員 A + B + C	事務職員 A	技術職員			その他 C
				建設 部門 B	維持管理 部門 C	計 B	
指定市	3	1,354	221	323	669	992	141
一般市	16	555	166	156	212	368	21
町村	14	75	42	21	12	33	0
県	-	75	21	38	16	54	0
公社	-	78	14	0	64	64	0
計	33	2,137	464	538	973	1,511	162

市町村下水道事業組織

都市名	部局	部課 (内線)	所在地
			電話・ファックス
横浜市	下水道河川局 マネジメント 推進部	マネジメント推進課 671-2839	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  TEL(045)671-2121(代表) FAX(045)664-0571
		総務部	総務課 671-4914 経理課 671-2824 技術監理課 671-3577
		下水道管路部	管路保全課 671-2832 管路整備課 671-2843 下水道事務所
	下水道施設部	施設管理課 671-3969	〒230-0004 横浜市鶴見区元宮2-6-1 TEL(045)572-2281
		北部第一水再生センター	〒221-0036 横浜市神奈川区千若町1-1 TEL(045)453-2641
		神奈川水再生センター	〒231-0803 横浜市中区本牧十二天1-1 TEL(045)621-4114
		中部水再生センター	〒235-0017 横浜市磯子区新磯子町39 TEL(045)761-5251
		南部水再生センター	〒222-0037 横浜市港北区大倉山7-40-1 TEL(045)542-3031
		港北水再生センター	〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町25 TEL(045)932-2321
		都筑水再生センター	〒245-0065 横浜市戸塚区東俣野町231 TEL(045)852-6471
		西部水再生センター	〒244-0841 横浜市栄区长沼町82 TEL(045)861-3011
		栄水再生センター	〒230-0045 横浜市鶴見区末広町1-6-1 TEL(045)503-0201
		北部下水道センター	〒236-0003 横浜市金沢区幸浦1-17 TEL(045)773-3096
		南部下水道センター	〒231-0803 横浜市中区本牧十二天1-1 TEL(045)621-4343
		水質課	
		施設整備課 671-2850	
		設備課 671-2851	

都市名	部局	部課（内線）	所在地		
			電話・ファックス		
川崎市	上下水道局	経営戦略 ・危機管理室	〒210-8577		
			川崎市川崎区宮本町1番地 TEL(044)200-2111(代表) FAX(044)200-3982(庶務課)		
	総務部	庶務課	200-3096		
		労務課	200-3109		
		情報管理課	200-3187		
		財務課	200-3105		
		管財課	200-3112		
		サービス推進部	サービス推進課	200-3122	
			営業課	200-3359	
	下水道部	下水道管理課	200-2877		
		下水道計画課	200-2886		
		下水道管路課	200-2892		
		管路保全課	200-3558		
		施設課	200-2897		
		下水道施設再構築担当	200-1049		
		西部下水道管理事務所		〒216-0003 川崎市宮前区有馬1-21-6 TEL(044)852-5131	
		北部下水道管理事務所		〒215-0003 川崎市麻生区高石4-15-7 TEL(044)954-0208	
		南部下水道事務所		〒210-0021 川崎市川崎区元木2-2-9 TEL(044)344-4866	
		中部下水道事務所		〒211-0051 川崎市中原区宮内1-21-31 TEL(044)751-2966	
	下水道施設担当	施設保全課	200-2822		
		下水道水質課	200-3626		
		入江崎水処理センター		〒210-0826 川崎市川崎区塩浜3-17-1 TEL(044)287-5202	
		加瀬水処理センター		〒212-0055 川崎市幸区南加瀬4-40-22 TEL(044)587-3000	
		等々力水処理センター		〒211-0051 川崎市中原区宮内3-22-1 TEL(044)799-9542	
		麻生水処理センター		〒215-0021 川崎市麻生区上麻生6-15-1 TEL(044)989-1171	
		入江崎総合スラッジセンター		〒210-0826 川崎市川崎区塩浜3-24-12 TEL(044)287-7204	

都市名	部局	部課（内線）	所在地
			電話・ファックス
相模原市	都市建設局 土木部	下水道経営課 707-1840	〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 TEL(042)754-1111(代) FAX(042)754-1068
		下水道料金課 707-1829	
		下水道保全課 707-1908	
		下水道整備課 704-8907	
		津久井下水道事務所	〒252-0157 相模原市緑区中野633 TEL(042)780-1409 FAX(042)784-7474
横須賀市	上下水道局 経営部	総務課 822-8605	〒238-8550 横須賀市小川町11番地 TEL(046)823-2125 FAX(046)822-2442
		経営料金課 822-9840	
	技術部	経理課 822-8611	〒238-0046 横須賀市西逸見町2-10 TEL(046)822-8389 〒238-0014 横須賀市三春町2-1 TEL(046)823-5821 〒237-0062 横須賀市浦郷町5-2931 TEL(046)865-3321 〒240-0101 横須賀市長坂2-2-2
		用地管理課 822-8613	
		計画課 822-8392	
		給排水課 822-8623	
		下水道管渠課 822-8389	
		水再生課 823-5821	
		逸見総合管理センター	
		下町浄化センター	
		追浜浄化センター	
	西浄化センター		
	平塚市	土木部	下水道経営課 2430
下水道整備課 2134			
鎌倉市	都市整備部	道水路管理課 2389	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 TEL(0467)23-3000 TEL(0467)46-8001
		下水道経営課 2317	
		下水道河川課 2537	
		浄化センター 2612	

都市名	部局	部課（内線）	所在地
			電話・ファックス
		山崎浄化センター  七里ガ浜浄化センター	〒247-0066 鎌倉市山崎 354-2 TEL(0467)46-8001 〒248-0025 鎌倉市七里ガ浜東 5-3-1 TEL(0467)31-5224
藤沢市	下水道部	下水道総務課 4511～4516  下水道管路課 4521～4525, 4529 下水道施設課 4531～4533 辻堂浄化センター  6476、6477 大清水浄化センター 6488	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 TEL(0466)25-1111 TEL(0466)25-1114(夜間) TEL(0466)50-8246(直通) FAX(0466)50-8388 TEL(0466)50-3551(直通) TEL(0466)50-8254(直通) 〒251-0046 藤沢市辻堂西海岸三丁目3番1号 TEL(0466)34-3330(直通) 〒251-0002 藤沢市大鋸 1500 番地 TEL(0466)81-8899(直通)
小田原市	上下水道局	経営総務課 41-1611 給排水業務課 41-1636 下水道整備課 41-1627	〒250-0296 小田原市高田 401 番地 TEL(0465)41-1202 FAX(0465)42-8559
茅ヶ崎市	下水道河川部	下水道河川総務課 1361～1365 (直通 0467-81-7203/7204) 下水道河川建設課 1381～1386 (直通 0467-81-7205/7206) 下水道河川管理課 1371～1375 (直通 0467-81-7207/7208)	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号 TEL(0467)82-1111 FAX(0467)89-2916
逗子市	環境都市部	下水道課 486～489  逗子市浄水管理センター	〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号 TEL(046)873-1111 FAX(046)873-4520 〒249-0005 逗子市桜山 9-2448-4
三浦市	上下水道部	下水道課 261～264 266～268	〒238-0298 三浦市城山町1番1号 TEL(046)882-1111 FAX(046)882-1160

都市名	部局	部課（内線）	所在地
			電話・ファックス
秦野市	上下水道局	経営総務課 81-4113 下水道施設課 81-4114 営業課 83-2111 秦野市浄水管理センター	〒257-0005 秦野市上大槻 190 番地 (秦野市浄水管理センター) TEL(0463)81-4111 FAX(0463)82-4258
厚木市	都市インフラ整備部	河川下水道総務課 225-2360 河川下水道施設課 225-2370	〒243-8511 厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号 TEL(046)223-1511(代表) FAX(046)222-8749
大和市	環境施設農政部	下水道経営課 260-5720 下水道・河川施設課 260-5473 水質管理センター 北部浄化センター 260-5791 中部浄化センター 260-5787	〒242-8601 大和市下鶴間 1 丁目 1 番 1 号 TEL(046)263-1111 FAX(046)260-5474 〒242-0001 大和市下鶴間 2698 TEL(046)260-5791 FAX(046)260-5794 〒242-0011 大和市深見 3811 TEL(046)260-5787 FAX(046)260-5789
伊勢原市	土木部	下水道経営課 92-3031 公営企業係 (0463) 92-3031 計画係 (0463) 92-3341 下水道整備課 (0463) 91-3428 下水道施設担当 (0463) 92-4751 伊勢原終末処理場	〒259-1138 伊勢原市神戸 120 番地 (伊勢原終末処理場) TEL(0463)92-3031 FAX(0463)95-0981 〒259-1138 伊勢原市神戸 120 番地 TEL(0463)92-4751
海老名市	まちづくり部	下水道課 235-9617	〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1 TEL(046)231-2111 FAX(046)233-9118
座間市	上下水道局	経営総務課 4010 下水道施設課 4210	〒252-0021 座間市緑ヶ丘一丁目 3 番 1 号 TEL(046)252-7480 FAX(046)257-4155
南足柄市	都市部	上下水道課 73-8051	〒250-0192 南足柄市関本 440 番地 TEL(0465)74-2111 FAX(0465)70-1077

都市名	部局	部課（内線）	所在地
			電話・ファックス
綾瀬市	土木部	下水道課 管理担当 2441 2445 整備担当 2453 綾瀬市浄水管理センター 4541	〒252-1192 綾瀬市早川 550 番地 TEL(0467)77-1111 FAX(0467)70-5704  〒252-1106 綾瀬市深谷南 5 丁目 13 番 1 号 TEL(0467)77-1414 FAX(0467)70-4030
葉山町	環境部	下水道課 360 ～364 葉山浄化センター	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内 2135 番地 TEL(046)876-1111 FAX(046)876-1717 〒240-0113 三浦郡葉山町長柄 1735 TEL(046)875-8393
寒川町	都市建設部	下水道課 330～338	〒253-0196 高座郡寒川町宮山 165 番地 TEL(0467)74-1111 FAX(0467)75-9906
大磯町	都市建設部	下水道課 223～226 214	〒255-8555 中郡大磯町東小磯 183 番地 TEL(0463)61-4100 FAX(0463)61-1991
二宮町	都市部	下水道課 245～249 240	〒259-0196 中郡二宮町二宮 961 番地 TEL(0463)75-9116 (直通) FAX(0463)73-0134
中井町		上下水道課 231 ～236	〒259-0197 足柄上郡中井町比奈窪 56 番地 TEL(0465)81-3903 FAX(0465)81-1443
大井町		生活環境課 142 ～145	〒258-8501 足柄上郡大井町金子 1995 TEL(0465)85-5011(直通) FAX(0465)82-3295
松田町		環境上下水道課 126 513	〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領 2037 TEL(0465)83-1227(直通) FAX(0465)83-5031
山北町		上下水道課 221 ～224	〒258-0195 足柄上郡山北町山北 1301 番地 4 TEL(0465)75-3645 FAX(0465)75-3661

都市名	部局	部課（内線）	所在地
			電話・ファックス
開成町		都市整備課 252～254・256	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢 773 番地 TEL(0465)83-2331 FAX(0465)82-5234 (0465)84-0321(直通)
箱根町	環境整備部	上下水道温泉課 420～433  宮城野浄水センター  仙石原浄水センター	〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本 256 番地 TEL(0460)85-9567 FAX(0460)85-6814 〒250-0402 足柄下郡箱根町木賀 1307 番地 TEL(0460)82-5847 〒250-0631 足柄下郡箱根町仙石原 1246 番地 TEL(0460)84-6912
真鶴町		上下水道課 345 346	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩 244 番地の 1 TEL(0465)68-1131 FAX(0465)68-5119
湯河原町		下水道課  湯河原町浄水センター	〒259-0302 足柄下郡湯河原町門川 11 番地（浄水センター） TEL(0465)63-1231 FAX(0465)62-0788
愛川町	建設部	下水道課 3432 ～3434	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田 251-1 TEL(046)285-2111 FAX(046)286-5021
清川村		環境上下水道課  清川下水浄化センター	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 TEL(046)288-3862(直通) FAX(046)288-1909 〒243-0112 愛甲郡清川村煤ヶ谷 4341-1 TEL(046)288-1283



国・県等機関下水道事業組織

組 織 名 称		部局(内線)	所在地
			電話、ファックス
神奈川県	県土整備局 河川下水道部 下水道課	経営グループ 内線 6446～6448 流域下水道グループ 内線 6453～6456 公共下水道グループ 内線 6457～6460	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 TEL (045)210-1111 FAX (045)210-8888
	流域下水道整備 事務所	管理課 工事契約課 下 水 道 部 維 持 計 画 課 建 設 課 機 械 設 備 課 電 気 設 備 課	〒253-0064 茅ヶ崎市柳島 1900 番 TEL (0467)87-9110 FAX (0467)87-9131
(公財)神奈川県 下水道公社		総務部 総務課 企画課 業務部 業務課 水質課	〒254-0014 平塚市四之宮 4 丁目 19 番 1 号 TEL (0463)55-7211 FAX (0463)55-7216
		四之宮水再生センター	〒254-0014 平塚市四之宮 4 丁目 19 番 1 号 TEL (0463)55-7417 FAX (0463)55-7413
		柳島水再生センター	〒253-0064 茅ヶ崎市柳島 1900 番 TEL (0467)85-1241 FAX (0467)85-1266
		酒匂水再生センター	〒256-0817 小田原市西酒匂 1 丁目 1 番 54 号 TEL (0465)48-8315 FAX (0465)48-8318
	扇町水再生センター	〒250-0001 小田原市扇町 6 丁目 819 番地 TEL (0465)32-2911 FAX (0465)32-2922	

組 織 名 称		部局(内線)	所在地
			電話、ファックス
国土交通省	水 管 理 ・ 国土保全局 上下水道 グループ	上下水道企画課 官房参事官（上下水道 技術） 水道事業課 下水道事業課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号 中央合同庁舎 3 号館 TEL (03)5253-8111
	関東地方整備局 河川部	地域河川課 下水道係	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番 1 号 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 16 階 TEL (048)600-1903
(地方共同法人) 日本下水道事業団		本社	〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 7 階 TEL (03)6361-7800
		研修センター	〒335-0037 埼玉県戸田市下笹目 5141 TEL (048)421-2691
		関東・北陸 総合事務所	〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 4 階 TEL (03)3818-1211
(公財)日本下水道 新技術機構			〒162-0811 東京都新宿区水道町 3 番 1 号 水道町ビル 7 階 TEL (03)5228-6511
(公社)日本下水道 協会			〒101-0047 東京都千代田区内神田 2 丁目 10 番 12 号 内神田すいすいビル 5～8 階 TEL (03)6206-0260



21世紀にもこの美しい水を



 神奈川県

県土整備局河川下水道部下水道課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111 (代表)